

「Ⅰ 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：北海道医療大学薬学部

改善報告書提出日：平成 30 年 3 月 23 日

評価実施年度：平成 28 年度

平成 30 年 7 月 6 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

■但し書きへの対応について

改善すべき点（12）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

ただし、

卒業研究に相当する必修科目である「総合薬学研究」の単位認定要件に研究内容と無関係な「卒業試験」の合格を含める履修規程は不適切である。早急に適切な改善措置を講じ、対応状況に関する報告書を改善が認められるまで毎年提出することを要請する。

（3）本評価時の状況

評価基準時点である平成27年5月1日時点では、履修規程第37条に基づき、総合薬学研究の単位取得に卒業試験の合格を必須要件としていた。

（4）本評価後の改善状況

- ① 平成27年度第12回薬学部教授会（平成28年3月14日（月）開催）で、履修規程第37条の全文削除を決定した（根拠資料1）。
- ② 改正した履修規程を、平成28年4月1日より全在籍学生を対象に施行した（根拠資料2）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

- ① 資料1「平成27年度第12回薬学部教授会議事録（平成28年3月14日（月）開催）抄録および同教授会審議資料」
- ② 資料2「改正後の規程全文」

検討所見記入欄

本機構が早急な改善が必要であると指摘した、「総合薬学研究」の単位認定要件に「卒業試験」の合格を含める制度に関し、北海道医療大学薬学部は、履修規程の第37条を削除することによって廃止した。この改善策は、平成28年度から全在籍学生に対して適用されており、その実態が提出された根拠資料によって確認できたので、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断する。